

岐阜県職員倫理憲章 文化財保護センター実行計画

平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省と再発防止への固い決意とともに、岐阜県職員としての基本理念を示すために平成18年12月28日に制定した「岐阜県職員倫理憲章」の内容を実践していくために、下記のとおり文化財保護センター実行計画を定めます。

平成29年4月1日

1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。

- ・法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を招くことのないよう努めます。
- ・不当な圧力や働きかけに左右されることなく、誰にでも公平、公正に対応します。

<取組事項>

- 会計規則にのっとり、適正な会計事務を実施します。
- 勤務時間外においても法令を遵守します。

2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。

- ・経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。
- ・前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。

<取組事項>

- 電子メールの活用、両面印刷の励行により紙の使用量を必要最小限に抑えます。
- 消耗品は在庫管理を徹底し、電子調達を最大限利用して経費の支出を抑えます。
- 県民の血税、事業主からの委託費が財源であることを常に意識し、常に執行状況を管理し、最少の経費で事業が行われるように努力します。

3 県職員としての自覚を高め、質の高い行政サービスを提供します。

- ・専門的な能力・知識と、幅広いものの見方・考え方の修得に努めます。
- ・法的根拠や仕組みを理解し、迅速・丁寧に業務を進めます。

<取組事項>

- 業務に関連する研修は積極的に受講を促し、職場でバックアップできる体制を図ることにより研修を受けやすい環境作りにつとめ、研修後は研修成果を職場で公表する機会を設け、研修成果を最大限となるようにします。

4 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。

- ・マニュアルを整備するなど、日頃からのチェック体制を確立します。
- ・どのような情報にも細心の注意を払い、組織としていち早く対応します。

<取組事項>

- あらゆる不測の事態発生時に迅速な情報伝達を図れるよう、所属内の緊急連絡網を整備し、伝達できる体制を整えます。

- あらゆる情報に常に細心の注意を払い、いち早く不祥事等の危機を察知し、上司及び主務課等への迅速な報告と適切な対応により問題発生を未然に防止します。
- 職員の危機管理については、正職員はもちろん雇員や委託業者が雇い入れる作業員についても細心の注意を払うよう努めます。

5 問題発生時には、事実をありのままに公表し、迅速かつ誠実に対応します。

- ・正確な情報の把握・公表に努め、責任の所在を明確にした上で問題の拡大を防ぎます。
- ・徹底した原因究明を行い、適切な再発防止策を講じます。

<取組事項>

- 問題発生時には、緊急連絡網等の活用により速やかに全職員への情報伝達を完了し、分析や県民への情報提供を速やかに行います。

6 職員が一丸となって、風通しのよい組織風土をつくります。

- ・自分の職責にとらわれず、知恵を出し合い、自由な議論ができる職場をつくります。
- ・不都合な情報こそ速やかに包み隠さず明らかにできる組織をつくります。

<取組事項>

- 良い情報はもとより、不都合な情報こそ上司への報告を速やかに行います。
- 心の健康維持を情報の共有のために、職員間の積極的なコミュニケーションに努めます。
- 全職員の連帯感を高めるために月に1回程度、全員で作業をする環境美化の日を計画して実行します。

7 県民のひとりとして、積極的に地域や社会に貢献します。

- ・地域での活動に積極的に参加します。
- ・環境問題などの社会を取り巻く身近な課題に率先して取り組みます。

<取組事項>

- 内部事務の効率などにより、時間外勤務の縮減につとめ、職員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 出前講座を実施し、ふるさとに愛着と誇りがもてる地域づくり、人づくりに貢献します。

8 県民との対話を大切に、県民とともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。

- ・県政全般にわたる情報を分かりやすく、積極的に公開します。
- ・積極的に現場に出かけ、県民の意見や考えをお聴きし、政策・施策に活かします。

<取組事項>

- ホームページや広報誌を活用し、事業の取り組み、進捗状況を県民の皆様に随時・的確に提供します。
- 県民を対象とした事業においてアンケートを実施し、次の事業の改善につなげていきます。